

平成 16 年 7 月 12 日
部 長 決 裁

上尾市が設置する公共基準点の一般的取扱い、損傷及び滅失の防止、効用確認の測量及び管理保全に関して必要な事項は、「上尾市基準点管理規則（平成16年7月8日市長決裁）」及びこの基準に定める事項を遵守しなければならない。

第1章 基準点使用条件

1 基準点への立ち入り

公共施設、公共用地及び民地等に設置してある基準点を使用する際には、あらかじめ、土地の所有者（管理者を含む。）に連絡をしてから、立ち入り使用すること。また、原則として、日の出前及び日没後においては、土地の所有者等の承認があった場合を除き、立ち入ってはならない。

2 基準点の保全

基準点を使用する際のマンホール蓋の脱着、屋上金属標等の取り扱いについては十分注意し、その周辺を汚さぬよう保全に努めること。

3 基準点の使用

基準点を使用する場合は、以下の点に注意すること。

- (1) 基準点の使用期間中は、測量機材を放置しないこと。
- (2) 屋上点について
 - ・金属標の上には、資材等物を置いたり踏みつけてはならない。
 - ・三脚の接地面には、屋上防水シート又は保護用防護シートを用いること。
 - ・屋上出入り口の施錠は、確実に確認すること。
- (3) 地上点について
 - ・マンホール蓋は、がたつかないよう十分注意すること。
 - ・樹木及び植栽等の伐採は、管理者の承諾を得て行なうこと。
 - ・伐採を行なった場合は、前後の写真を添付して報告書を提出すること。

4 報告書の提出

基準点の使用後は、速やかに「基準点使用報告書」（上尾市基準点管理規則・第2号様式）を提出すること。

5 協議

基準点の使用に関し疑義があるときは、建設部道路管理課長と協議すること。

6 責務

基準点の使用後に基準点管理者から苦情がきた場合には、使用者が責任を持って速やかに対処し、遅滞なく経緯を報告するものとする。

第2章 基準点の移転及び原状回復

1 定義

- (1) 一時撤去とは、工事等により基準点の効用を害するおそれがある場合に、当該基準点を引照点による簡易測量方法で一時的に撤去し、工事後原状に回復する作業をいう。
- (2) 移転とは、前記1による原状回復が困難又は管理上不適切な場合に、基準点からの取り付けにより、基準点を移転する作業をいう。
- (3) 再設とは、き損等により基準点の効用が害された場合に、近隣の既知点から多角測量方式により、基準点を再設する作業をいう。

2 作業計画

- (1) 現地の状況及び工事計画等をよく把握し、上尾市と十分に協議した上で、一時撤去又は移転を判断するものとする。
- (2) 再設の場合は、基準点網図上に近隣既知点及び再設点の概略位置を記入して、計画図を作成するものとする。
- (3) 移転の場合の金属標は、従来の金属標を使用するものとする。ただし、金属標の番号は、上尾市と協議するものとする。
- (4) 移転及び再設は、上尾市公共測量作業規程（国土交通省公共測量作業規程に同じ。以下「作業規程」という。）に準じて実施するものとする。

3 選点

- (1) 移転又は再設の場合は、隣接する基準点との視通を1方向以上確保するものとする。
- (2) 移転及び再設位置は、原則として公共用地又は公共施設に選点するものとする。やむを得ず私有地設置する場合は、建標承諾書（様式第1号）により所有者の承諾を得るものとする。
- (3) 移転及び再設する場合の既知点は、再設する基準点の等級以上のものを使用することを原則とし、3点以上を使用して観測網を組成するものとする。
- (4) 立木等の伐採は、なるべく避けやむを得ない場合は、所有者の許可を得るものとする。この場合において、これに伴う補償は、申請者の責任において行うものとする。

4 基準点の設置

- (1) 基準点の埋設は、屋上埋標、地下埋標、地上埋標及び簡易埋標の4種類とする。金属標及び基準点の埋標型式は、別図1から別図3までのとおりとする。
- (2) 簡易埋標による設置は、4級基準点のみとし、原則として構造物に設置するものとする。
- (3) 永久標識（構造物に設置した簡易埋標含む）を設置したときは、「点の記」（様式第2号）を作成するものとする。
- (4) 埋標作業は、工程ごとに写真撮影を行うものとする。
- (5) 金属標の文字は、南側から読めるように設置する。
- (6) 地上及び地下埋標においては、地下埋設物等を調査し、掘削には十分な注意を払って行うものとする。

5 観測

- (1) 観測は、トータルステーション又はGPSを用いて、水平角、鉛直角、距離を測定す

る T S 測量又は G P S 測量とし、必要に応じて測標水準測量を行うものとする。

(2) 観測は、作業規程に準じて実施するものとする。

6 計算

(1) 計算は、作業規程に準じて実施するものとする。

(2) 計算の制限が規程の制限を越える場合は、上尾市と協議してその指示に従うものとする。

(3) 前項による協議事項は、成果表備考欄に記入するものとする。

7 成果表及び点の記

成果表及び点の記と現況写真は、様式第 1 号から様式第 4 号までにより作成するものとする。

8 提出成果等の整理

提出成果等は、次のとおりとする。

- | | | |
|------------------------|-----|-------|
| (1) 成果表 | 正・副 | 各 1 部 |
| (2) 点の記 | 正・副 | 各 1 部 |
| (3) 基準点網図 | | 1 式 |
| (4) 観測手簿及び計算簿 | | 1 式 |
| (5) 精度管理表 | | 1 式 |
| (6) 建標承諾書 | | 1 式 |
| (7) 検定証明書 (2 級基準点のみ) | | 1 式 |

第3章 基準点効用確認測量（引照点による測量）

1 効用確認測量

上尾市が設置した基準点は、高い精度を持つ測量の標識であるので、基準点に近接して工事を施行する場合、基準点の効用に影響を及ぼすことが考えられる。この、基準点への工事影響について確認するための作業が効用確認測量である。

2 効用確認測量の作業手順

- (1) 引照点の設置、観測
- (2) 工事施行
- (3) 引照点の再観測
- (4) 点検測量
- (5) 基準点効用確認報告書の提出及び効用阻害の合否判定

3 引照点の設置・観測作業（工事着手前に行う）

(1) 引照点の設置

配点方法：基準点の周囲5～20m程度に基準点の十字点で交差する2つ以上の直線を選点し、その両端に引照点を配置する。また、これらの直線のうち2つの直線は、およそ90度で交差させる。

設置方法：工事影響区域外の永久構造物（建物、門、塀基礎等）又は道路上に印（測量鉾、刻み、ペイント、杭）をつける。

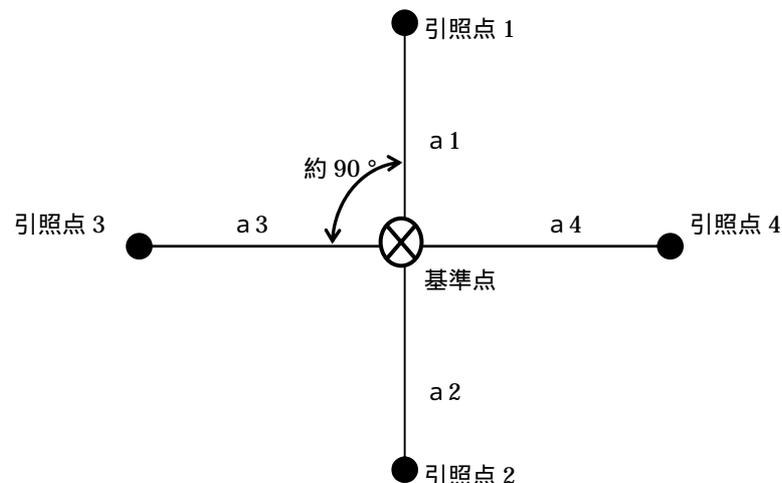
その他

民有地に設置する場合には、地先所有者の承諾を得ること。

対象基準点に2方向以上の視通が無い場合又は引照点の設置が困難な場合には、固定点を設置し避雷針、アンテナ等遠距離の構造物を方位標とし観測する。

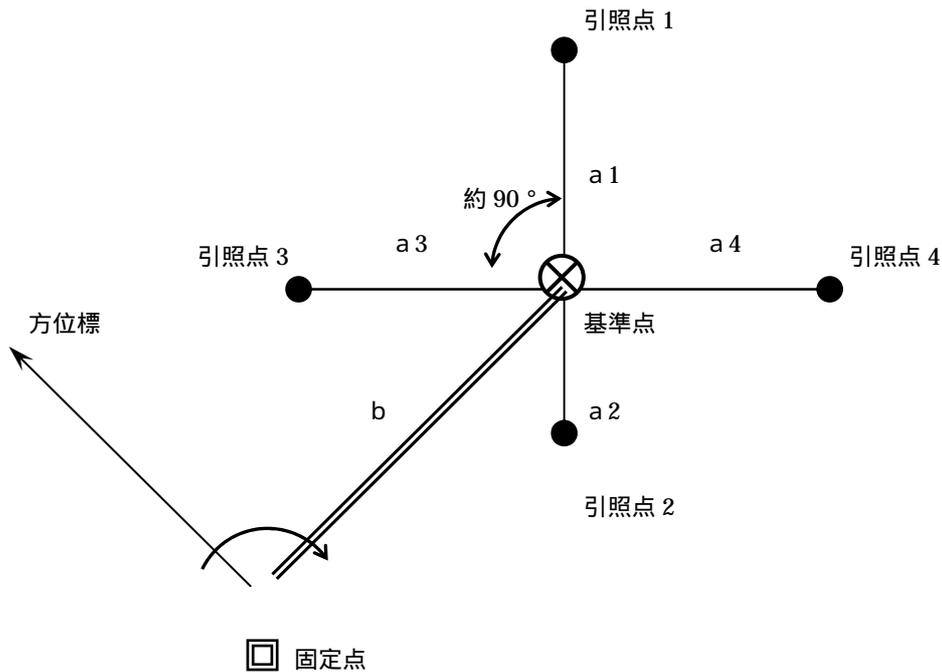
(2) 引照点の観測（対象基準点に2方向以上視通がある場合）

引照点から基準点までを観測（測距）する。



a1～a4は各々5～20m程度とする。ただし、工事等による影響がある場合この限りでない。

- (3) 引照点の観測（対象基準点に2方向以上視通が無い場合）
 固定点から基準点までを観測（測角、測距）する。



a1 ~ a4 は各々5 ~ 20m程度とする。ただし、工事等による影響がある場合この限りでない。
 b は 50m を標準とし方位標までの距離は 200m 程度とする。

- (4) 観測の制限は、次のとおりとする。

項目	観測	制限	適用
水平角の観測	2 対回	5 0 m 未満 倍角差 3 0 観測差 2 0 1 0 0 m 未満 倍角差 1 5 観測差 1 0	
光波測距儀による距離測定	2 回読定 2 セット	セット内 5 mm セット間 5 mm	定数、気象、傾斜 補正を行う
鋼巻尺による距離測定	2 回読定 往復観測	較差 3 mm	
測標水準測量	2 回読定 往復観測	較差 3 mm	
鉛直角の観測	1 対回	定数点検 6 0	

4 点検測量作業

- (1) 引照点から基準点間を検測（測距）する。
- (2) 対象基準点に2方向以上視通がある場合
基準点間を検測（測角、測距）する。
- (3) 対象基準点に2方向以上視通が無い場合
固定点から基準点間を検測（測角、測距）する。

5 基準点阻害の合否判定

基準点影響確認報告に基づき、上尾市が基準点阻害について判定する。判定基準は、工事前後の測量成果の比較値について以下の通りとする。

- | | | |
|------------------|--------|------------------|
| (1) 引照点から基準点間の距離 | 20 m以上 | ± 1 / 5 0 0 0 以内 |
| | 20 m未満 | ± 5 mm 以内 |
| (2) 固定点から基準点間 | 水平角 | ± 20 以内 |
| | 水平距離 | ± 5 mm 以内 |
| (3) 基準点間 | 水平角 | ± 30 以内 |
| | 水平距離 | ± 5 mm 以内 |

基準点間の点検は、上尾市基準点成果及び隣接する基準点（2方向以上）座標から水平角及び水平距離を計算し検測値と比較する。

6 測量成果図作成

作成上の注意事項

- (1) 測量成果図には、観測図に工事施行前の観測値及び工事施行後の観測値を記入する。
- (2) 基準点間の測量においては、基準点間の座標計算値及び観測値を記入する。

(様式第1号)

建 標 承 諾 書

年 月 日

上 尾 市 長

島 村 穰 殿

所有者 住 所

管理者 氏 名

基準点	等 級	冠字番号	名 称	番 号

所在地	都道府県	市郡	町村	大字	字	番地	俗称	地目
	埼玉県							

上記 地内に の基準点を設置することを承諾する。

- 注1 この基準点は、上尾市で設置したもので各種測量の基準となる重要な標識
ですので、動かしたり、破損しないようにご注意願います。
2 不要の文字は抹消すること。

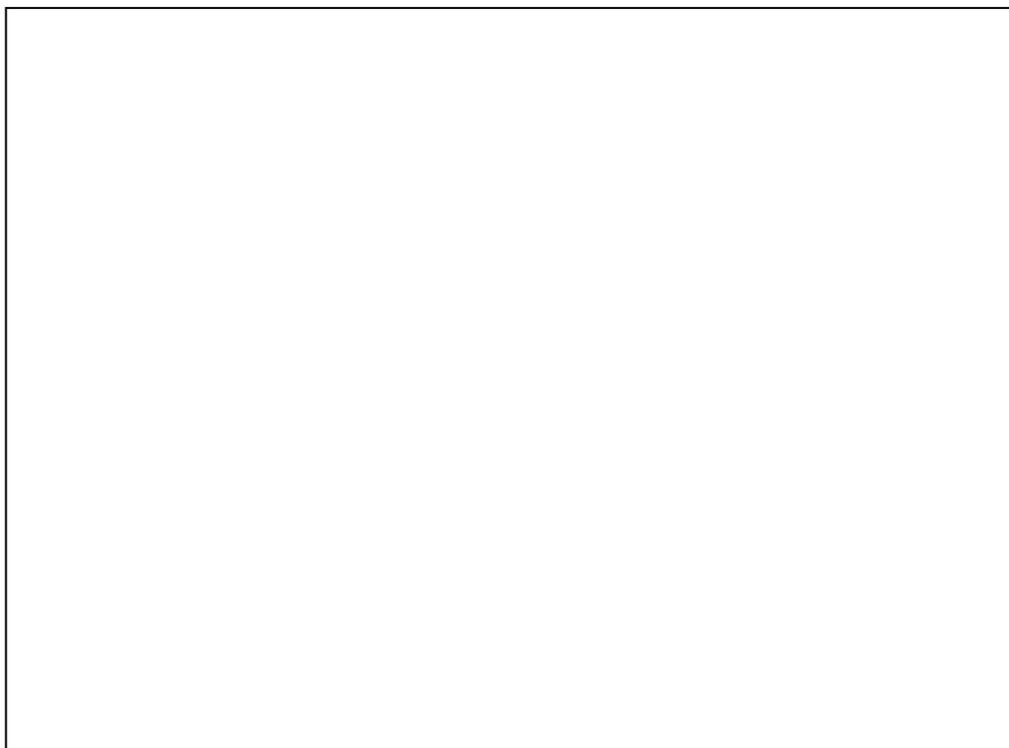
(様式第2号)

2級基準点 点の記

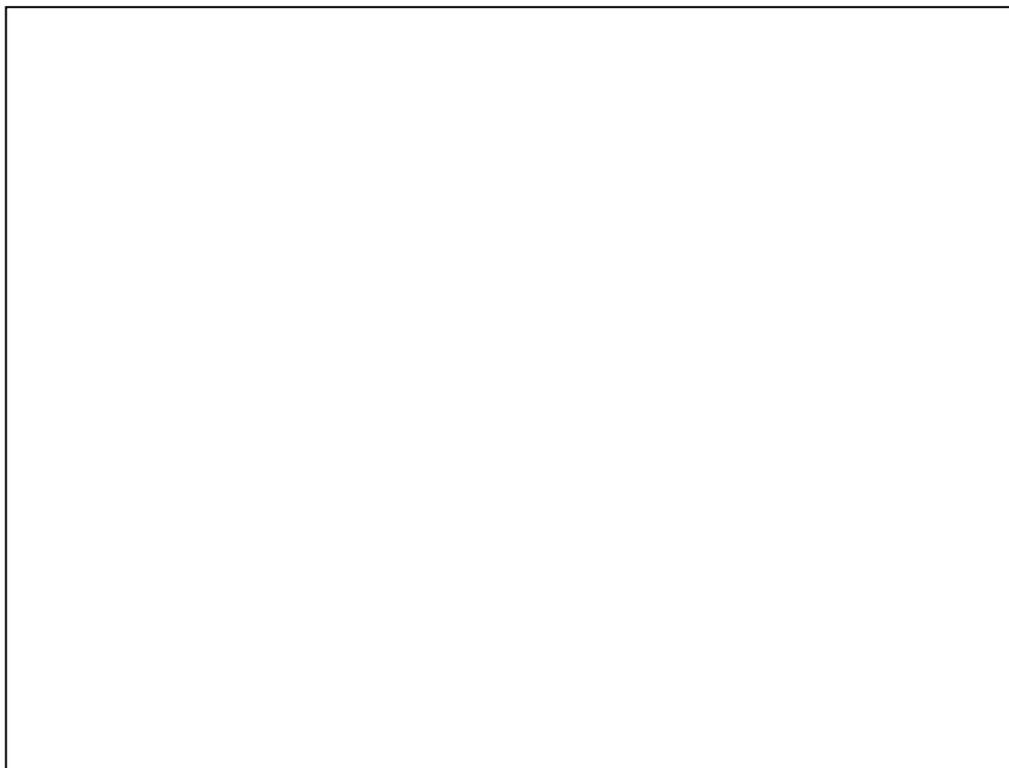
点 名 称			1/5万図名	
			基準点種類	
			基準点番号	
所 在 地				
			地 目	
管 理 者				
測標の種類			埋 設 法	
選 点	年	月	日	選 点 者
埋 標	年	月	日	埋 標 者
観 測	年	月	日	観 測 者
自動車到達地点				
歩 道 状 況				
徒歩時間・距離				
基準点周囲の状況				
そ の 他				
備 考				
要 図				
				
1 : 10,000				

現況写真

近景



遠景

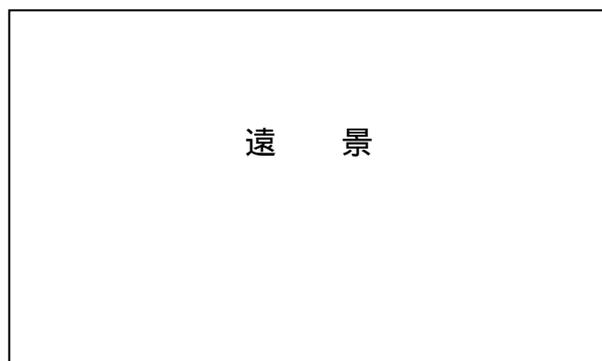
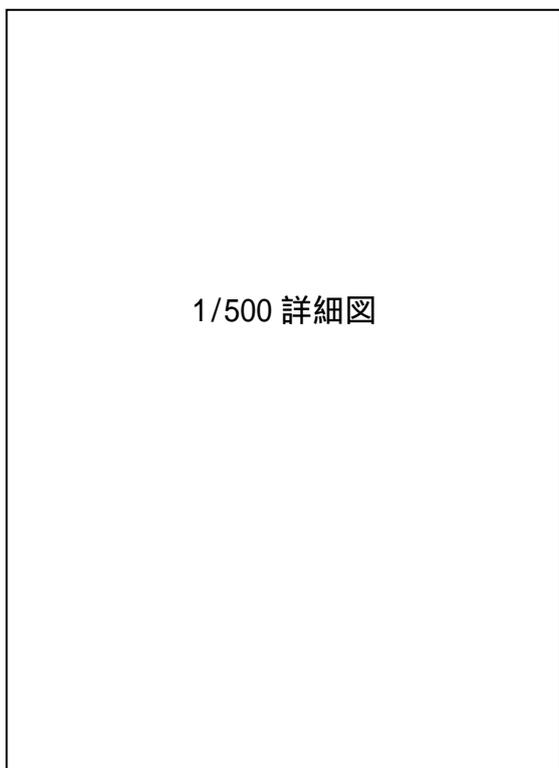


3級基準点 点の記

点名

X=

Y=



点名

X=

Y=

